



埼玉県報

第 151 号
令和 2 年(2020 年)
10 月 20 日
火曜日

目 次

告示

- 給与管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 災害オペレーション支援システム機器等賃貸借に関する入札公告（災害対策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣市箕田土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 土砂災害特別警戒区域の一部解除（河川砂防課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の指定（河川砂防課）
- 桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の事業計画変更（第 9 回）（市街地整備課）
- 和光市越後山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

給与管理システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年9月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号

5 契約金額

48,840,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

災害オペレーション支援システム機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から令和3年2月28日（日）までの間は、受注者による機器導入、環境構築等のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料の支払いの対象外とする。

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部災害対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 関根、中島 電話048-830-8181（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月2日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月1日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年12月1日（火）午後5時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部災害対策課 令和2年12月2日（水）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年11月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年11月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease and maintenance of the disaster operation support system

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 10:00 a.m., Wednesday, December 2, 2020

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Tuesday, December 1, 2020

(3) Contact Information:

Disaster Strategies Division, Department of Crisis Management and
Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1,
Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-8181

告 示

埼玉県告示第千百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク砂田店

埼玉県東松山市砂田十六―七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東松山新郷店

埼玉県東松山市新郷十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バーズビル

埼玉県本庄市本庄二丁目三番地六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計六者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計六者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

七本木モール

埼玉県児玉郡上里町七本木二千五百五十八―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ジャパンエステートサービス株式会社 代表取締役 糸山英太郎

東京都港区三田三丁目七番十八号

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） ジャパンエステートサービス株式会社 代表取締役 糸山英太郎

東京都港区三田三丁目七番十八号

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計六者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計六者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ本庄

埼玉県本庄市寿三丁目二百六十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク鴻巣宮前店

埼玉県鴻巣市大字宮前字本田百六十七―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク上尾春日店

埼玉県上尾市春日一丁目三十四番地二十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク上尾東店

埼玉県上尾市上尾宿二千百六十五番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北本二ツ家店

埼玉県北本市二ツ家一丁目百二十四―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク北本東間店

埼玉県北本市東間五丁目五十三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク秩父影森店

埼玉県秩父市下影森七百四―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク公園橋店

埼玉県秩父市中村町四丁目二千六百二十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケーヨー宮地店

埼玉県秩父市下宮地町五千九百二十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ深谷

埼玉県深谷市東方町三丁目三十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク深谷稻荷町店

埼玉県深谷市稻荷町一丁目三百五十九―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

広瀬店ショッピングセンター

埼玉県熊谷市広瀬字不二ノ腰百三十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルクかごはら南店

埼玉県熊谷市新堀新田六百七十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク赤城町店

埼玉県熊谷市赤城町三丁目一番地三十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊谷上之ショッピングプラザ

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク玉井店

埼玉県熊谷市玉井一丁目十二番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク佐谷田店

埼玉県熊谷市佐谷田二千四百六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク熊谷銀座店

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百二十六番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク柿沼店、ケーヨーホームセンター熊谷店

埼玉県熊谷市柿沼字前新田六百十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド戸田美女木店

埼玉県戸田市美女木七丁目十二番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いします。

(2) 混雑が予想される場合、右折入庫待ちによる混雑防止や道路上での車両等の滞留を防止するため、交通整理員を配置するようお願いします。

(3) 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起について御配慮願います。

(4) 周辺道路の交通量の多寡に応じて、交通誘導員の配置を柔軟に御検討願います。

(5) このたびの変更事項に伴い、工事が発生する場合は、戸田市立美谷本小学校の学区内であるため、特に児童の登下校の時間帯（七時三十分～八時三十分、十四時三十分～十五時三十分）について、安全確保に御配慮いただきました。

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和二年十一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 交通事故増加の防止

県道三四号および国道一二二号から店舗に向かう自動車等により、店舗北東及び東側住宅地域の交通量が増大する恐れがある。当該住宅地域は幼児・児童が多く、見通しの悪い交差点が多いため、交通事故防止対策をお願いしたい。

具体的には以下の対応が考えられる。

- ・ 「建物配置・一階平面図」における入口No.3、入口No.4、出口No.5、出口No.6の設置見直し。これらの出入口は県道三四号および国道一二二号から店舗北東側住宅地を経由しての利用がしやすい位置にあるため、店舗北東側住宅地の交通量増大を招く要因となる。

- ・ 周辺住宅地へのカーブミラー設置、一時停止の新設、ゾーン30の設定等の交通安全対策。当該地域は交通量の少ない地域であり、交通安全対策が十分ではない。店舗設置による交通量の増加を想定した交通安全対策が必要。

(2) 深夜における騒音発生の抑制

店舗周辺は騒音がほとんどない閑静な地域であるが、店舗設置により騒音発生が懸念される。特に深夜時間帯の騒音状況は現状から一変することが予想される。駐車場の利用可能時間帯が午前零時までとされていることで、深夜の騒音発生が予想される。立体駐車場においては深夜時間帯の利用を禁止する等の騒音対策をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和二年十一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
鴻巣市箕田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	塚越 秀夫	埼玉県鴻巣市八幡田五百四十一番地
同	加村 純男	同 同 寺谷十二番地
同	須永 健司	同 同 加美二丁目七番六十号
同	三ッ木 建夫	同 同 三ッ木四百八十九番地の一
同	西川 年秋	同 同 川面二十五番地
同	平賀 健郎	同 同 箕田二千三百十番地
同	横田 進	同 同 同三千八百八十四番地
監事	二俣 耕一	同 同 同三千七百四番地
同	山崎 茂	同 同 川面百五番地
同	今西 和夫	同 同 箕田三千八百七番地
同	伊藤 正一	同 同 笠原千五百二十九番地四

二 退任

職名	氏名	住所
理事	岡田 久男	埼玉県鴻巣市八幡田五百八十四番地の一
同	岡安 茂夫	同 同 箕田三千七百九十三番地
同	篠崎 善吉	同 同 三ッ木百二十一番地
同	平田 敏徳	同 同 川面三十三番地
同	平賀 喜代治	同 同 箕田千八百九十七番地
同	中島 靖志	同 同 寺谷三百十八番地
同	倉林 忠行	同 同 市ノ縄二百四十一番地
同	堀越 勉	同 同 神明二丁目二番四十号
監事	吉羽 清五	同 同 市ノ縄百二十二番地
同	岡野 秀雄	同 同 稻荷町十三番十四号
同	堀越 復夫	同 同 八幡田六百五十九番地
同	小林 實	同 同 中井三十二番地

告 示

埼玉県告示第千百八十四号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

デジタル空中写真撮影

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

令和二年十一月一日から令和三年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千百八十五号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

デジタル航空写真

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月十二日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十六号

測量計画機関である滑川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 測量計画機関

滑川町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

滑川町全域

四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十七号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

令和二年十一月十六日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第二百八十九号）のうち、次の区域の一部の指定を解除する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域及び指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
越之峡、1	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。

告示

埼玉県告示第千百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 芦ヶ久保地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	横瀬町	芦ヶ久保	田端	六一三番三
二	同	同	殿谷戸	六二三番六
三	同	同	同	六二三番六
四	同	同	同	六二三番六
五	同	同	同	六二八番
六	同	同	同	六二四番
七	同	同	同	六六〇番二
八	同	同	同	六三一番一
九	同	同	同	六三六番三
十	同	同	同	六三六番五

告 示

埼玉県告示第千百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松ノ平	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
松ノ平	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第千百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東耕地、字東、字高井及び字西の各一部、
泉一丁目の一部、鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更認可の年月日

令和二年十月二十日

告 示

埼玉県告示第千百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
和光市越後山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

退任した理事の氏名及び住所

神 杉 一 彦	埼玉県和光市中央二丁目五番一号
富 澤 登	埼玉県和光市南一丁目十五番八号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号
内 藤 八 十 一	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号
千 野 浩	埼玉県和光市南一丁目十七番五号
富 澤 康 治	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
新 坂 信 昭	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号
見 留 隆 利	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号
関 口 泰 典	埼玉県和光市南一丁目十六番二十三号

就任した理事の氏名及び住所

神 杉 一 彦	埼玉県和光市中央二丁目五番一号
富 澤 登	埼玉県和光市南一丁目十五番八号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号
内 藤 八 十 一	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号
千 野 浩	埼玉県和光市南一丁目十七番五号
富 澤 康 治	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
新 坂 信 昭	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号
見 留 隆 利	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号
関 口 泰 典	埼玉県和光市南一丁目十六番二十三号

告 示

埼玉県告示第千百九十三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社建産	秋山守	埼玉県三郷市早稲田二丁目二十四番地十

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県川越市大字砂千六十五番地の六 有限会社川上屋

二 取消年月日

令和二年十月十四日

告 示

埼玉県告示第千百九十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目十番一号 株式会社栗原興会

二 指定年月日

令和二年十月十四日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

路 線 名	上里鬼石線
供用開始の区間	児玉郡神川町大字新宿字山神下二一七番一地先から同郡同町大字新宿字山神下二一六番一地先まで
供用開始の期日	令和二年十月二十日
備 考	平成二十三年六月三日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第四号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。延長二・八メートル。

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年十月二十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 上里鬼石線

児玉郡神川町大字新宿字山神下二一七番一地先から同郡同町大字新宿字山神下二一六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年十月二十一日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年十月五日

指令越建セ第〇二〇〇四一号

二 検査済証番号

令和二年十月十六日

越建セ第二二六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原四百二十五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市牛島八百三十四番地 ピュアハウス一〇四号

福井 勇人、福井 由季